

携帯電話基地局の設置に関する指針

～ふるさと島根の景観づくり条例～



平成 19 年 10 月

島 根 県

土 木 部 都 市 計 画 課

目 次

■はじめに	・・・	2
■適用する基地局	・・・	3
■基地局設置に関する検討項目		
1. 明瞭な視覚で捉えることのできる規模を避ける (主要な道路を除く展望地及び景観資源)	・・・	4
2. 主要な道路からの離隔距離を確保する	・・・	6
3. 主要な道路の直線区間進行方向への設置を避ける	・・・	8
4. 基地局の小型化を図る	・・・	11
■参考		
景観形成上、好ましくない基地局の設置例	・・・	12
基地局位置選定フロー	・・・	13
島根県大規模行為景観形成基準ガイドプラン	・・・	14

■はじめに

本県は優れた自然景観に恵まれ、伝統文化に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきましたが、これらの貴重な財産も時代の流れのなかで次第にその姿を変えつつあります。

そこで、わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るため、平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、景観形成上特に重要な地域である宍道湖周辺を「宍道湖景観形成地域」として指定し、重点的に良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の建設や開発行為などについて、より良い景観づくりを誘導しています。

ところで、近年県民に広く普及している携帯電話は、日常生活に深く浸透していることに加え、災害時や緊急時の通信手段として重要な役割を担っています。

一方で近年、大型基地局の建設が増加し、県土の良好な景観形成に少なからず影響を与える場合が少なくありません。

県内における基地局新設数は、平成17年度約80局であったものが、平成18年度には3倍の約240局と急激に増加しています。

この要因は、顧客獲得競争の激化による通信サービスの向上のほか周波数帯の再編等によるものであり、すでに通話が可能なエリアにおいても、建設が行われているケースもあります。

そこで、県土の良好な景観形成を踏まえた情報化の推進が図られるよう、基地局の位置選定等を行う上での参考として指針を策定しました。

この指針は、景観形成基準の適用を受ける基地局について、どのような設置場所等がふさわしくないかを述べたものです。

なお、この指針は強制力を持つものではありませんが、この考え方に沿って計画を進めていただくことで、景観に配慮した情報化の推進が図られると考えています。

適用する基地局

■鉄塔(アングル鉄塔)

高さ 20m~50m 程度

色彩は、亜鉛メッキ色つや消し(N7程度)

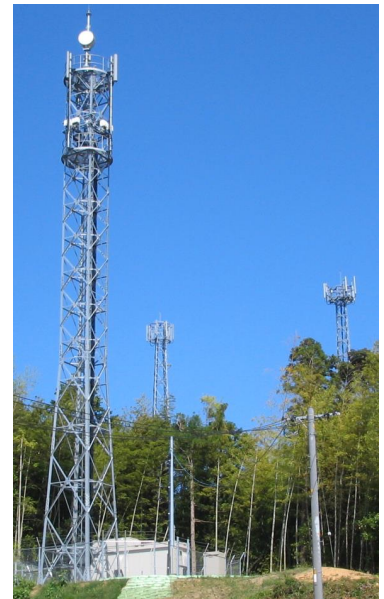
リン酸処理(N4.5)



N4.5



N7



■鋼管柱

高さ 15m~20m 程度

色彩は、亜鉛メッキ色つや消し(N7程度)、

リン酸処理(N4.5)、ブラウン色(10YR3/2)



N4.5



N7



10YR3/2

リングとアンテナ→



■コンクリート柱(電柱)

高さ 15m 程度

電柱にアンテナを設置する形式

色彩は、コンクリート色(N7)とブラウン色(10YR3/2)



N7



10YR3/2



基地局設置に関する検討項目

1. 明瞭な視覚で捉えることのできる規模を避ける

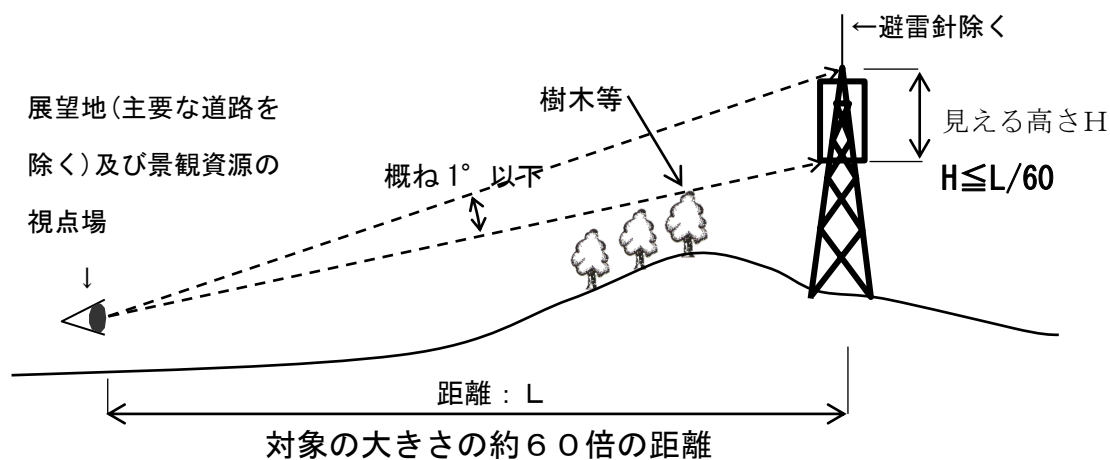
適用する視点場：展望地(主要な道路を除く)及び景観資源(14 ページ参照)

適用する基地局：鉄塔

展望地(主要な道路を除く)及び景観資源から見える基地局の仰角(垂直方向の視角)が、概ね 1° 以下となるよう努める。

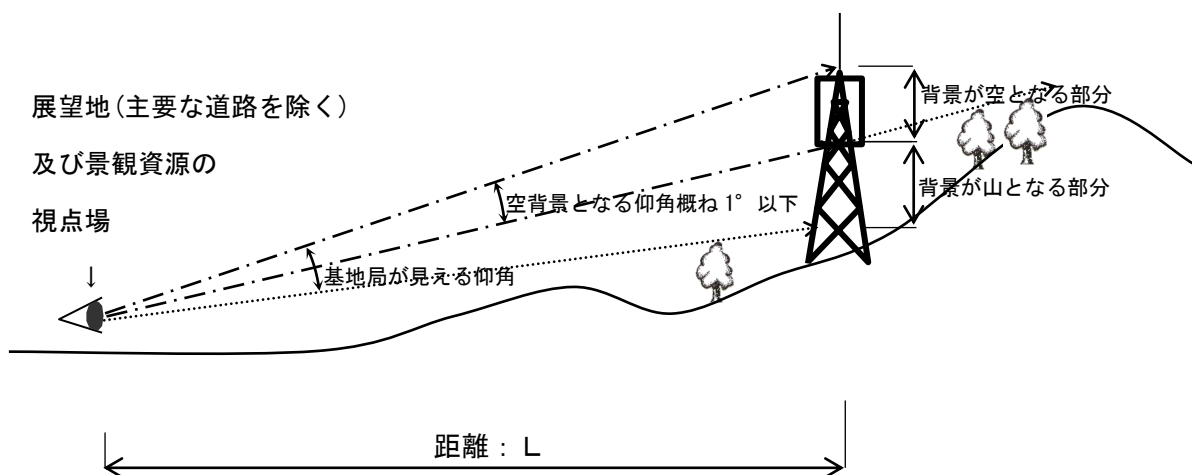
ただし、地形条件等やむを得ない場合や目立たない場合を除く。

■ 視点場から見た基地局の背景が空の場合



■ 視点場から見た基地局の背景に山がある場合

視点場から見た基地局の背後が山などで、基地局の色彩等に配慮することにより目立たない場合は、その部分の高さを見える仰角(垂直方向の視角)から除くことが出来る。



※主要な展望地及び景観資源(14 ページ参照)とは、大規模行為景観形成基準ガイドプランに位置づけられた箇所等。

※景観資源等の見る場所(庭園・入口等)やその重要度により、影響の度合いは異なる。よって、見える場合は早期に事前協議すること。

2. 主要な道路からの離隔距離を確保する

適用する視点場：高速道路、国道、主要地方道等(14 ページ参照)

適用する基地局：鉄塔、鋼管柱、コンクリート柱

■ 鉄塔式

基地局高さ以上、道路(舗装された範囲)から離れた位置に設置するよう努める。
ただし、地形条件等やむを得ない場合や基地局が目立たない場合を除く。

$$L \geq H$$

L：道路から基地局までの距離(m)

H：基地局高さ(m)

■ 鋼管柱及びコンクリート柱

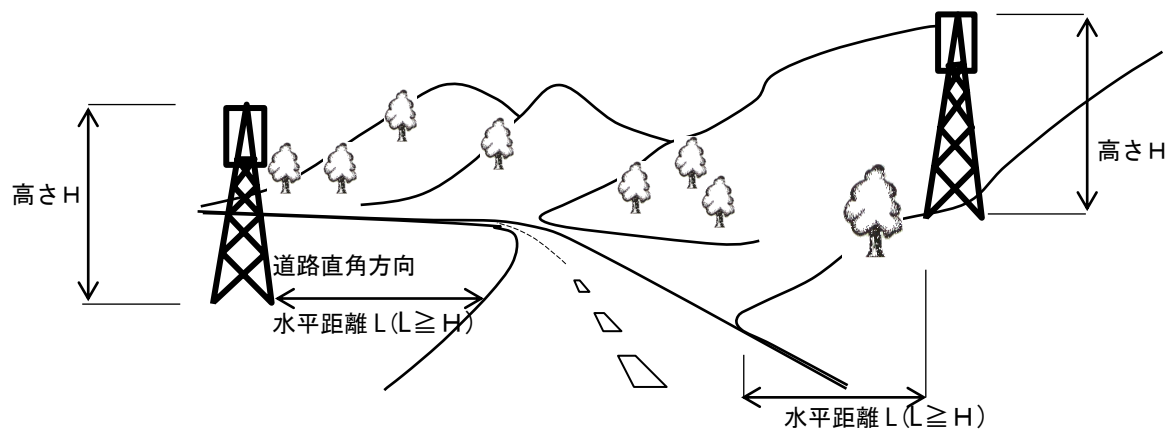
基地局高さの2分の1以上、道路(舗装された範囲)から離れた位置に設置するよう努める。

ただし、地形条件等やむを得ない場合や基地局が目立たない場合を除く。

$$L \geq \frac{H}{2}$$

L：道路から基地局までの距離(m)

H：基地局高さ(m)



主要な道路(国道、主要地方道等)

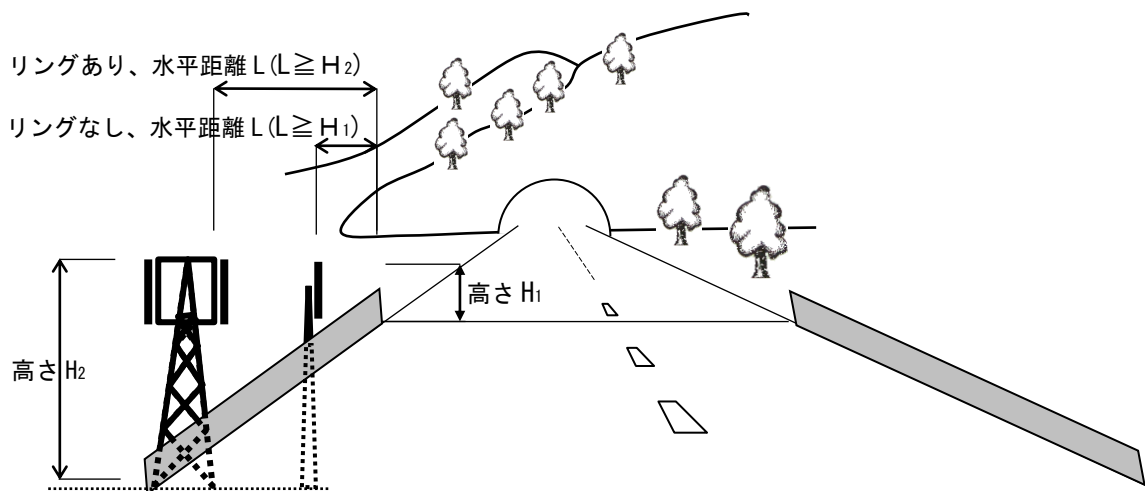
■ 基地局の設置地盤が道路高さより特に低い場合

(アンテナ部分がシンプルな形状である場合等に適用)

$$L \geq H_1$$

L : 道路から基地局までの距離 (m)

H₁ : 道路面より高い基地局の部分 (m)



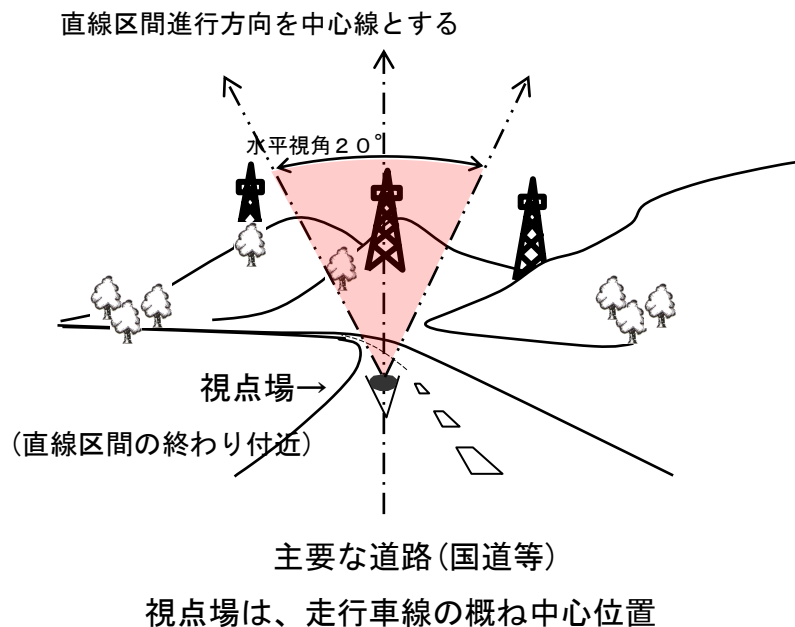
3. 主要な道路の直線区間進行方向への設置を避ける

適用する視点場：高速道路、国道、主要地方道等(14 ページ参照)

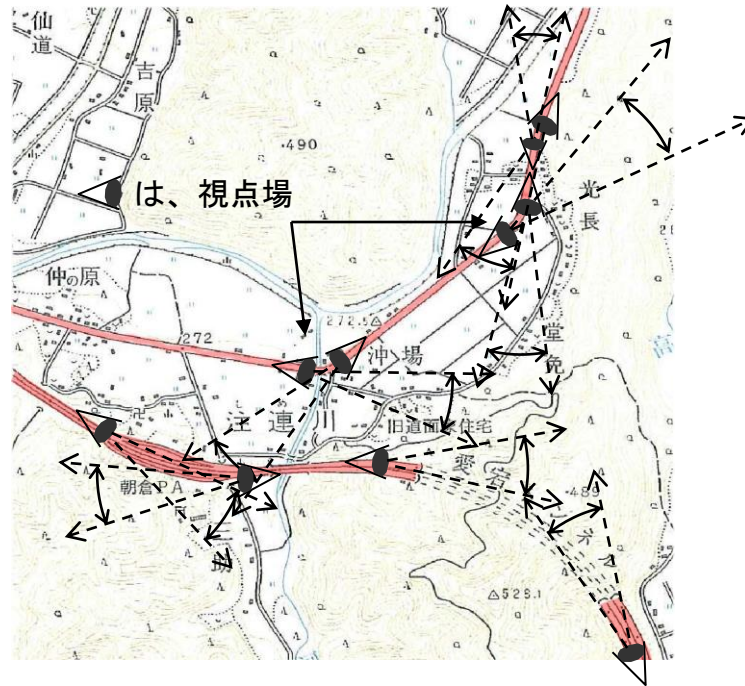
適用する基地局：鉄塔

道路の直線区間(概ね 20m 以上)進行方向への設置を避けるよう努める。
ただし、地形条件等やむを得ない場合や基地局が目立たない場合を除く。

- ・適用する範囲は、直線区間の終わり付近を視点場として、水平視角概ね 20° の範囲内とする。ただし、道路縦断の凹凸が激しい場合には、標高の最も高い地点を視点場とする。
- ・水平視角概ね 20° の範囲内へ設置する場合は、4~5 ページの項目を適用する。

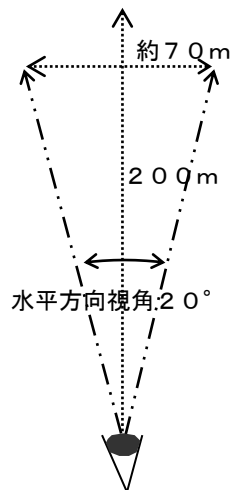


水平視角 20° の範囲例



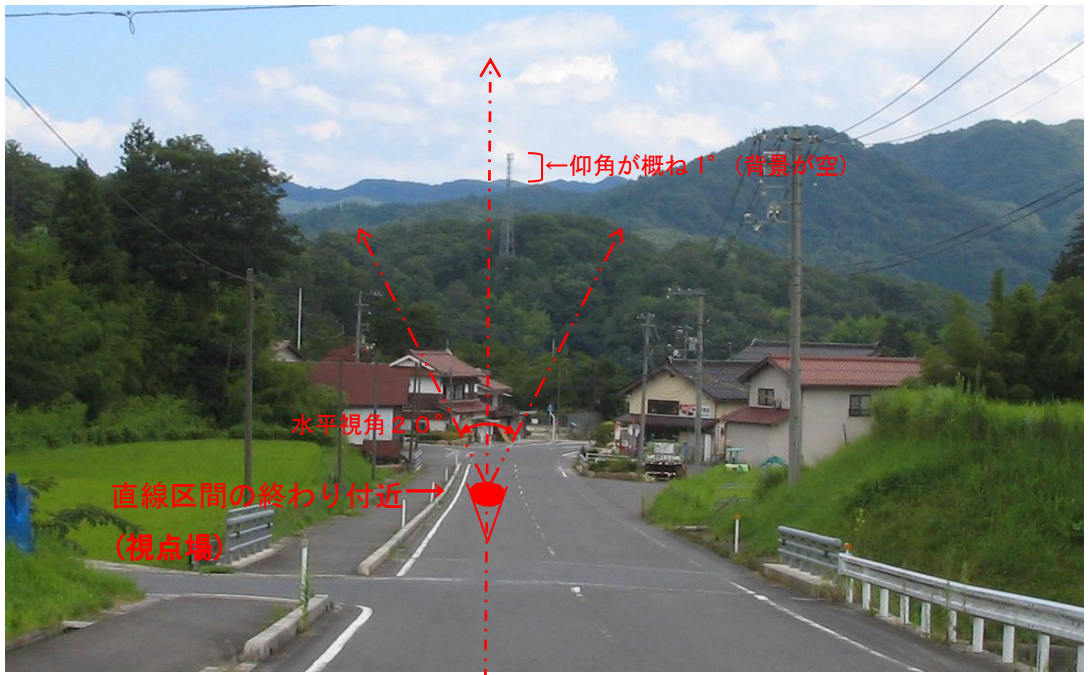
赤色表示は主要な道路

視点場からの距離約 200 m 地点での水平視角 20° の範囲は、幅約 70 m

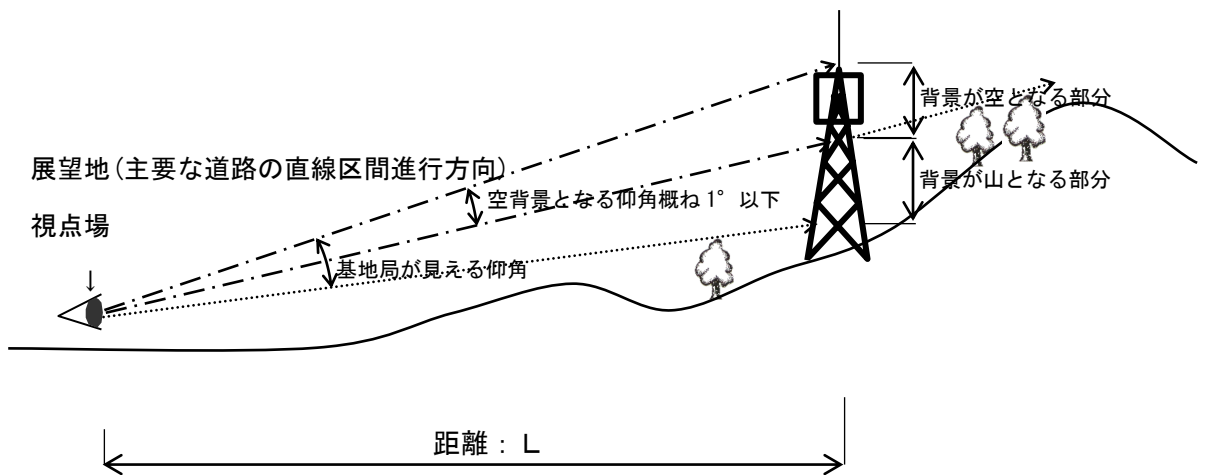


- ※ 人間の視界は、水平方向で概ね $150^\circ \sim 170^\circ$ 見える。
歩行中に目を動かしている水平方向の範囲は、概ね 20° である。
(「屋外広告の知識」ぎょうせいより)

■ 視点場の参考例



鉄塔の色彩(N4.5 近似)に配慮した場合、鉄塔の背景が山となっている部分は、比較的目立たない。(写真はイメージ)



4. 基地局の小型化を図る

地形条件等やむを得ない場合や目立たない場合を除き、基地局の高さは景観上の観点に配慮し、必要最小限の高さとなるよう計画すること。



鉄塔基地局

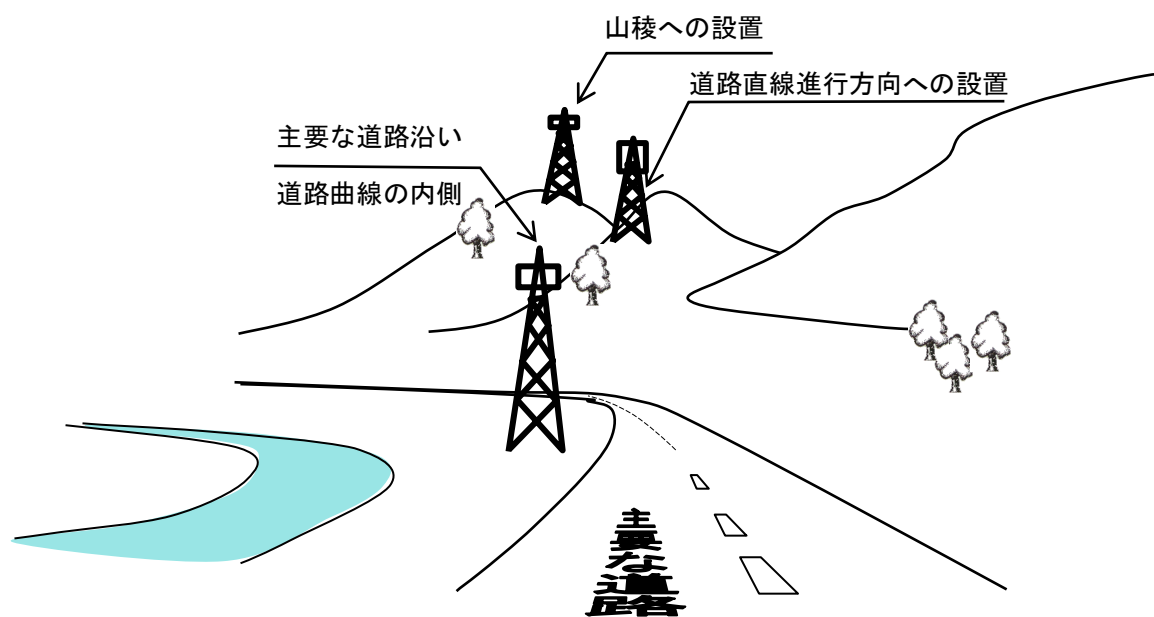


鋼管柱基地局

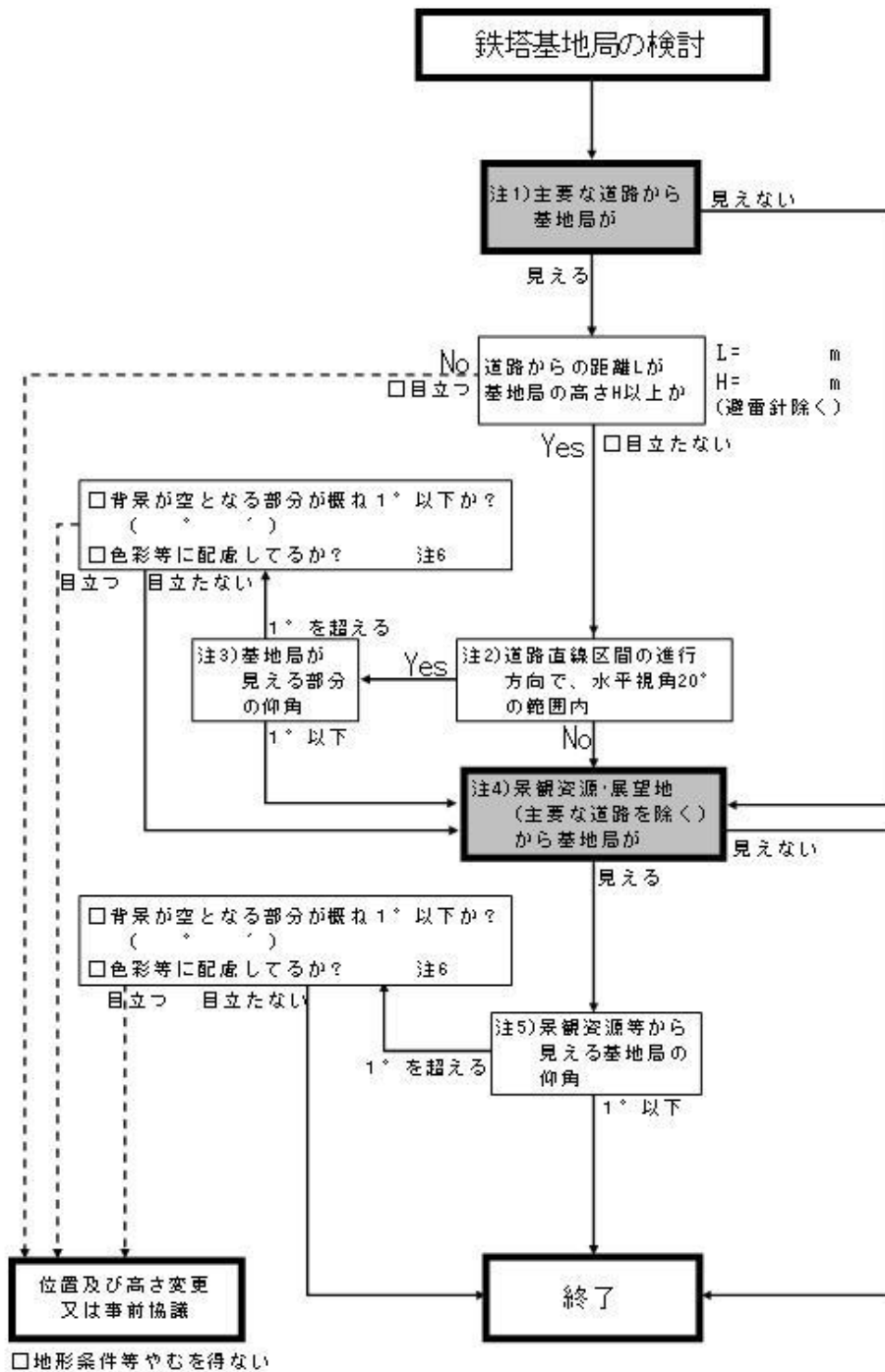
コンクリート柱基地局

景観形成上、好ましくない基地局の設置例

- 展望地や景観資源からよく見える山稜及び山際への設置
- 主要な道路沿いへの設置
- 主要な道路の直線区間進行方向への設置
- 住宅地及び田園地帯への大型基地局設置



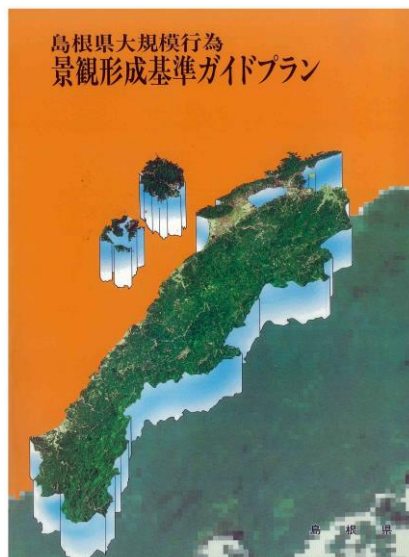
基地局の位置選定フロー



- 注1) 主要な道路とは、大規模行為景観形成基準ガイドプランに掲載されている道路で、国道及び主要地方道(二桁以下の県道番号)等。
- 注2) 道路の直線区間(概ね20m以上)の直線が終わる地点から、直線方向を中心に見て水平視角20°の範囲。(水平視角20°は距離100mで幅35m程度)
- 注3) 道路の直線区間(概ね20m以上)で直線が終わる地点から見た仰角。
- 注4) 景観資源及び展望地(主要な道路を除く)とは、大規模行為景観形成基準ガイドプランに掲載されている公園等。
- 注5) 景観資源の見る場所(庭園・入口等)や重要度により判断は異なる。よって、見える場合は早期に事前協議すること。
- 注6) 二つの指標すべてに該当することが望ましいが、目立つかどうかの判断は完成イメージ写真による。

島根県大規模行為景観形成基準ガイドプラン

地域ごとに展望地や景観資源の名称や位置が掲載されている。

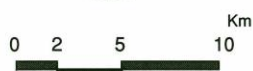


◇浜田地域の例

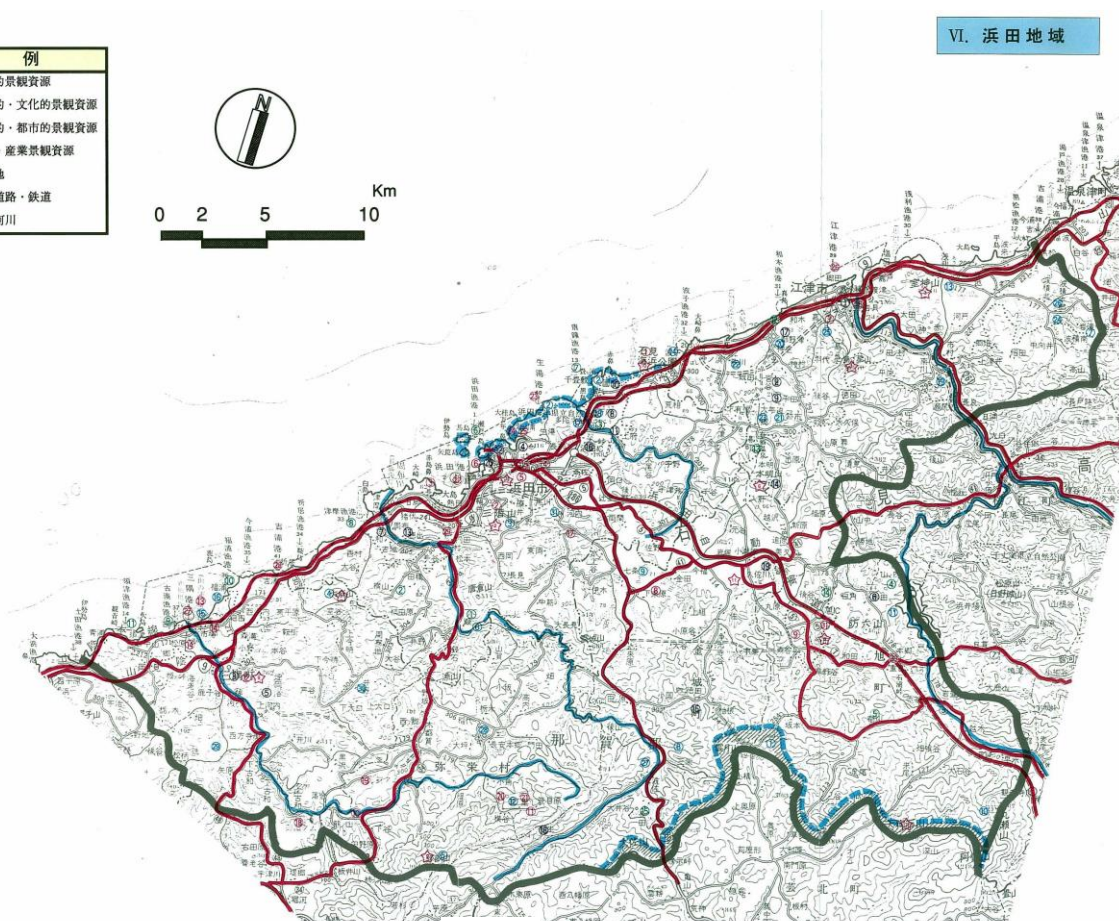
展望地：☆印は、展望地。赤線は、国道(9号、9号バイパス等)、中国横断自動車道等、JR(山陰本線、三江線)、主要地方道(**10** 県道番号二桁以下の表示)等。

景観資源：○自然的、○歴史的文化的、○人工的都市的、○生活・産業の各景観資源

凡 例	
①	: 自然的景観資源
②	: 歴史的・文化的景観資源
③	: 人工的・都市的景観資源
④	: 生活・産業景観資源
☆	: 展望地
—	: 主要道路・鉄道
—	: 主要河川



VI. 浜田地域



VI. 浜田地域

対象市町村：江津市、浜田市、金城町、旭町、三隅町、弥栄村

第III章

VI 地域別景観形成方針 浜田地域

景観の特性

地域の景観印象

- 江の川河口部に展開する江津市街地や工場群の活気のある景観。
- 主要幹線道路沿道に展開する、浜田市街地の動的な景観。
- 背後に山地が迫り、変化に富んだ岩質海岸や美しい砂浜海岸が連続する海辺の景観。
- 緑濃い山並みに囲まれた、特徴的な石州瓦の家並みと田園の景観。
- 自然性の高い冠山山地脊梁部の山並みの景観。

主な展望地と景観資源

<展望地>

展望地

①大麻山②三階山③室神山④島の星山山頂⑤弥畝山（ブナ林遊歩道、牧場）⑥権原山山頂⑦天狗石山⑧家古屋山⑨高城山⑩石見海浜公園⑪島根県立国際短期大学、国道（9号、9号バイパス）、中国横断自動車道、JR（山陰本線、三江線）、主要地方道 等

<景観資源>

自然的景観資源

①西中国山地国定公園の自然的資源（雲月山、天狗石山等）②浜田海岸県立自然公園の自然的資源（石見畳ヶ浦、浜田海岸、折居海岸、瀬戸ヶ島、外ノ浦海岸等）③三階山④大麻山⑤弥畝山⑥高城山⑦石南峽⑧岩瀧寺の滝⑨小猿の滝⑩甚佐衛門堤⑪早水峽谷⑫旭峽⑬松ヶ谷溪谷⑭菰沢池、周布川、下府川、浜田川、敬川、江の川、都治川、三隅川⑮波子海岸⑯田の浦海岸⑰三隅海岸⑱多陀寺（クスノキ、ヒノキ、シイ、タブ林）⑲伊甘神社（ムク、イチョウ）⑳山本（白枝垂桜、紅梅）㉑都野津の人鷹の松㉒上有福のイチョウ㉓上敬川のチシャノキ㉔福田八幡宮（イチイガシ、自然林）㉕高倉山八幡宮の境内林㉖久保川のクロガネモチ㉗福城寺の松柏群㉘常盤山のスギ㉙長安本郷の八幡宮並木杉㉚三隅大平桜㉛三浦家のモミ㉜ピロウドシダ群生地、岩瀧寺の自然林、弥畝山のブナ林・遊歩道、大麻山のスギ・ヒノキ 等

歴史的・文化的景観資源

①山辺神社②多嶋神社③三隅神社、大麻山神社、伊甘神社④心覚院⑤龍雲寺⑥正蓮寺、多陀寺⑦周布古墳⑧片山古墳⑨ツヅラヤブ古墳⑩石見国分寺跡、石見国分尼寺跡、石見国分寺瓦窯跡⑪下府廃寺塔跡⑫浜田城跡⑬鳶巣城跡⑭松原城下跡⑮本明城跡⑯波佐一本松城跡⑰オケ峠の石畳道⑱小川庭園⑲笠松峠の石畳路⑳安楽寺庭園㉑寺尾用水隧道 等

人工的 都市的景観資源

①石見海浜公園②三階山公園③宝幢寺山公園④東公園⑤昭三公園⑥栗島公園⑦江津中央公園⑧抱月の里かなぎグリーンパーク⑨旭公園⑩道猿坊公園⑪ふるさと体験村⑫三隅公園⑬田の浦公園⑭三隅中央公園、城山公園、抱月公園⑮浜田大橋⑯二段橋⑰浜田ダム⑱御部ダム⑲木都賀ダム⑳箸立㉑桑田、島根県立国際短期大学㉒浜田港㉓生湯港㉔松原湾㉕外の浦湾㉖江津港㉗三隅港㉘吉浦港㉙浜田カントリー㉚重富バスタップ㉛旭IC周辺、駅前区画整理、青山団地、宮山団地江津バイパス、中央公園通り、会津屋八右衛門碑 等

生活・産業景観資源

①畦畔（宇津井地区、一ノ瀬地区）②西条柿園③ブドウ畑（下府、久代）④山ノ内梨園⑤都川地区⑥浜田漁港⑦唐鐘漁港（漁村集落）⑧津摩漁港⑨古湊漁港⑩福浦漁港⑪須津漁港⑫都野津町石見瓦民家群⑬有福温泉街⑭旭温泉街⑮長田地区集落、牧場（畜産基地）景観 等

景観資源